

マイナンバーカード ガイドブック



各種証明書の
コンビニ交付



紛失した時の
対応

鏡野町役場

平日8時30分～17時15分

住民税務課 住民窓口係	0868-54-2985
奥津振興センター	0868-52-2211
上齋原振興センター	0868-44-2111
富振興センター	0867-57-2111

令和6年8月28日現在

目次

マイナンバーカードの仕様	2
マイナンバーカードのセキュリティ	3
保管や取り扱い上の注意点	3
紛失・盗難・損傷の場合	4
記載内容の変更等	4
マイナンバーカードと電子証明書の有効期限	5
マイナンバーカードの暗証番号	6
電子証明書の利用方法	7
顔認証マイナンバーカード	7
スマホ用電子証明書搭載サービス	8
コンビニ交付サービス	9
マイナポータル	10
健康保険証としての利用	10
鏡野町電子申請・届出システム	11
マイナンバーについてのお問い合わせ	11

マイナンバーカードの仕様

マイナンバーカードは顔写真入りのカードで、このカード1枚でマイナンバーの証明と、本人確認の書類として利用できます。

また、コンビニやスーパーで住民票の写し等の証明書を取得することができたり、インターネット上で行政手続きに使いたりする便利なカードです。



〔表面〕



〔裏面〕

- ① 基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）が記載されています。
- ② マイナンバーカードの有効期限
- ③ 電子証明書の有効期限の記載欄（交付時にお渡しする「電子証明書の写し」に記載されています。ご自身でご記入ください。）
- ④ 住所等変更の際の記載欄（役場の職員が記載します。ご自身で記入しないでください。）
- ⑤ 臓器提供意思確認欄（内容確認のうえ、必要があれば署名してください。）
- ⑥ マイナンバー（12ケタの数字）
- ⑦ ICチップ（電子証明書の情報が記録されています。）

マイナンバーカードと電子証明書については有効期限の3ヶ月前から更新が可能です。

更新時期が近付いた方には、お知らせを現住所宛に郵送します。

※郵便の転送サービスをご利用の方は、案内が届きませんのでご注意ください。

マイナンバーカード専用カードケースに入れておくと、性別、臓器提供意思確認欄が隠れて見えなくなります。

※専用カードケースはカードをお渡しするときに無料で配布しています。

※カードに暗証番号を記入するのは危険です。絶対に記入しないでください。

マイナンバーを提供する場面

- アルバイト、パート、就職のときに職場へ
- 児童手当や出産育児一時金の申請で市区町村や健康保険組合へ
- 税金の申告で税務署や市区町村へ
- 年金給付の手続きに日本年金機構へ
- 相続税の申告等で税務署へ



マイナンバーカードのセキュリティ



なりすましはできません

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難

マイナンバーを見られても
悪用は困難

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類等で
本人確認をする必要があるため、
悪用は困難

オンラインの利用には
電子証明書を使うため、
マイナンバーが使われる
ことはありません

プライバシー性の高い
個人情報が入って
いません

ICチップ部分には、
税や年金等の個人情報は記録されません



持ち歩いても
大丈夫!!



万全のセキュリティ対策

- 紛失や盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数まちがえると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

保管や取り扱い上の注意点

大切にお取り扱いください！

- マイナンバーカードをICカードリーダーに挿入する際は、無理やり押し込んだり、引っ張ったりしないでください。
- 静電気、磁石、電磁波等により故障する恐れがありますので、保管や取り扱いに注意してください。
- 直射日光のあたる場所、湿気、ほこりの多い場所、薬品が近い場所、高温になる場所で保管しないでください。
- 物理的な負荷に注意してください。
(例) カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れて座る。



紛失・盗難・損傷の場合

- マイナンバーカードを紛失や盗難にあった場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、機能の一時停止を行ってください。あわせて、警察署へ届け出てください。
- 機能の一時停止後にカードが見つかった場合、鏡野町役場又は各振興センターの窓口で一時停止の解除を行ってください。
- カードの再発行は、鏡野町役場又は各振興センターの窓口で行うことができます。損傷した場合は、カードを窓口へお持ちください。なお、再交付には手数料1,000円（電子証明書を必要としない場合は800円）がかかります。必要な書類等、くわしくはお問い合わせください。

紛失や盗難によるカードの一時利用停止については、
24時間365日対応です。

マイナンバー総合フリーダイヤル

(無料) ☎0120-95-0178 ※音声ガイダンス2番

※つながらない場合 個人番号カードコールセンター

(有料) ☎0570-783-578



すぐ
連絡
して
ね

記載内容の変更等

●引っ越しや結婚等により、住所、氏名等に変更があったとき

住所、氏名等に変更があった場合は、新たな住所や氏名等を追記欄に記載しますので、転居等の手続きの際に鏡野町役場又は各振興センターの窓口でマイナンバーカードをお持ちください。電子証明書が搭載されている場合は、電子証明書の書き換えも行います。

なお、カードの追記欄がいっぱいになった場合は、無料で再発行手続きを行います。

●マイナンバーカードの継続利用（転入手続き）について

町外に転出をされる場合は、転入先でマイナンバーカードの継続利用の手続きが必要です。以下の場合は、カードが失効し継続して利用することができなくなりますのでご注意ください。

- 転出予定日から30日を経過して転入届をした場合
- 新しい住所に住み始めた日から14日を経過して転入届をした場合
- 継続利用の手続きを行わないまま転入届日から90日を経過した場合

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限

マイナンバーカードと電子証明書には、それぞれ有効期限があります。

有効期限の概ね3ヶ月前に「地方公共団体情報システム機構」から通知がありますので、鏡野町役場又は各振興センターの窓口で更新手続きを行ってください。

カード発行時の年齢	カードの有効期限	利用者証明用電子証明書(※1)	署名用電子証明書(※2)
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	
15歳以上～18歳未満	5回目の誕生日(※3)	5回目の誕生日	
15歳未満	5回目の誕生日(※3)	5回目の誕生日	×

※1 15歳未満又は成年被後見人の場合は、法定代理人が必要かどうかを判断し、法定代理人が暗証番号を設定します。

※2 15歳未満又は成年被後見人の場合は、搭載できません。

※3 容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とされています。

●外国人住民の場合の有効期限

区分	・永住者 ・高度専門職第2号 ・特別永住者	・中長期在留者 (永住者又は高度専門職第2号の方を除く)	・一次庇護許可者 ・仮滞在許可者	・出生による経過滞在者 ・国籍喪失による経過滞在者
有効期限	日本人と同様	カード発行日から在留期間の満了の日まで	カード発行日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで	カード発行日から出生した日又は日本国籍を失った日から60日を経過する日まで

◆外国人住民に限り、本人からの申請に基づき、有効期限を延長することができます。



①マイナンバーカードの有効期限の延長

在留資格の変更又は在留期間の更新により在留期間に変更が生じた場合、日本人の場合のマイナンバーカードの有効期限を超えない範囲で新たな在留期間の満了の日有効期限を延長できます。在留期間を延長した方はマイナンバーカードの有効期限日までに手続きを行ってください。

②特例期間の延長

在留期間の特例が生じる場合は、特例期間の満了日までマイナンバーカードの有効期限を延長できます。

電子証明書の利用方法

●公的個人認証サービス（電子証明書）について

公的個人認証サービスとは、インターネットで申請や届出といった行政手続やオンラインサービスを利用する際に、「電子証明書」を用いて「なりすまし」や「データの改ざん」等を防止する公的なサービスです。マイナンバーカードには署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の「電子証明書」が記録されています。

●電子証明書の利用方法

マイナンバーカードに対応したスマートフォンやパソコンにつないだICカードリーダーにカードをかざして読み取ることができます。

マイナンバーカードに対応したスマートフォンはこちら

<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>



※ご自宅のパソコンから利用する際には、ICカードリーダーや「利用者クライアントソフト等

が必要になります。

ご利用方法は、公的個人認証サービスポータルサイト (<https://www.jpki.go.jp/>) をご確認ください。



令和5年
12月15日
導入開始

顔認証マイナンバーカード



暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定したマイナンバーカードです。

「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付等暗証番号が必要なサービスは利用できません。

カードに記録されている顔写真を用いて、顔認証又は目視による確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認ができ、医療機関や薬局を受診することができます。

従来のマイナンバーカード
からの切り替えも可能です。



マイナンバーカードの暗証番号

マイナンバーカードには4つの暗証番号があり、それぞれの機能呼び出す際に使用します。

区分	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書	住民基本台帳用	券面事項入力補助用
桁数	英数字混合の 6～16文字 ※英字は大文字のみ	数字4桁 ※3種類同じ暗証番号を設定することができます		
利用場面	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax（電子での確定申告）等インターネットによる電子申請 鏡野町電子申請アプリでの郵送請求、届出、補助金申請 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ交付サービスの利用 健康保険証としての利用（要申込） マイナポータルへのログイン 	<ul style="list-style-type: none"> 転入や転居等の住民異動の手続き 電子証明書の更新、発行手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号や基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）を確認し、テキストデータとして利用
有効期限	カードの発行から5回目の誕生日まで		カードの有効期限と同じ	
搭載の条件	15歳未満又は成年被後見人の場合は搭載できません	15歳未満又は成年被後見人の場合は、法定代理人が判断します	必ず搭載されます	

●暗証番号の変更とロック解除や再設定

- 暗証番号は、マイナポータルで変更することができます。くわしくは、以下をご確認ください。
[スマートフォンを使用する場合]
<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html>
[パソコンを使用する場合]
<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0145.html>



スマートフォン



パソコン

署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回連続して暗証番号の入力を誤るとロックされ利用できなくなります。なお、時間経過による誤入力回数のクリアはありません。ロックの解除又は再設定は住民票のある市区町村の窓口で行うことができます。ご本人がマイナンバーカードを持って窓口にお越しください。

- 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は、スマートフォンでアプリを使ってコンビニ等のマルチコピー機でロックの解除や再設定ができます。くわしくは、インターネットで「JPKI暗証番号リセット」と検索してご確認ください。

<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>



スマホ用電子証明書搭載サービス

あなたのマイナンバーカードのICチップに記録されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマートフォンに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。マイナンバーカードなしで、スマホだけで様々なサービスの利用や申込みができるようになります。

① マイナポータルで手続きや情報閲覧ができる！

子育て支援、引っ越しの手続き
薬剤、健診情報、母子健康手帳の自己情報閲覧

② 各種民間オンラインサービスの申込みや利用ができる！

銀行、証券口座開設
携帯電話の契約
キャッシュレス決済申込み

③ コンビニ交付サービスの利用ができる！

令和6年1月22日（月）から全国のローソン及びファミリーマートにて利用可能（今後、利用可能店舗追加予定）

④ 健康保険証としての利用ができる！（2024年度対応予定）



2023年5月11日より、まずはAndroidからサービス開始！！

【申込方法】

STEP 1

ご用意いただくもの

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号(6桁～16桁の英数字)
- ③マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン



STEP 2

あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動してください。



Android

STEP 3

あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申込みに進んでください。



コンビニ交付サービス

・利用開始日

カードを受け取られた翌日からとなります。

(土日祝日に受け取られた場合は、翌開庁日の翌日からとなります。)

・利用できる時間

6時30分から23時まで、土日祝日も利用できます。

※年末年始、システムメンテナンス日を除く

・手数料

証明書1通150円

※間違っても証明書を発行しても交換や返金はできません。

窓口手数料より
50円お得!!



・利用できる店舗(全国の店舗)

【コンビニ】セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ポプラ

【スーパー】イオンリテール(イオン津山等)、ニシナ、

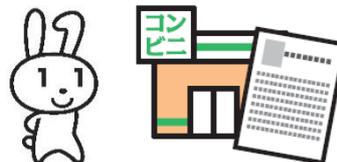
株式会社フジ(ザ・ビッグ津山平福店、マルナカ院庄店等)

証明書の種類	利用できる方	交付できる範囲
住民票の写し	鏡野町に住民登録がある15歳以上の方	本人・同一世帯員
印鑑登録証明書	鏡野町に住民登録があり印鑑登録をしている方	本人
所得課税証明書	鏡野町に住民登録があり、鏡野町で個人住民税が課税されている15歳以上の方	本人の現年度分

※鏡野町役場、各振興センターに設置の「らくらく窓口証明書交付サービス」でもコンビニ交付同様の証明書が発行できます。

証明書の受け取り方 ※コンビニ等にあるマルチコピー機のタッチパネルで操作します。

- ① コピー機のメニューから【行政サービス】→【証明書交付サービス】を選択
- ② マイナンバーカードをセット
- ③ お住まいの市区町村証明書を選択
- ④ 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力
- ⑤ 必要な証明書の種別、記載事項、部数を選択
- ⑥ 手数料を入れる
- ⑦ 証明書が発行される



マイナポータル

マイナポータルは国民一人ひとりが、オンラインで様々な行政サービスを受けることができる政府公式のウェブサイトです。

行政機関が保有する自分の情報やマイナンバーを使った情報のやりとり履歴を確認することができます。

マイナポータルでできること

① 引っ越しの手続き

転出届の提出や、転入届の提出を行う際の来庁予定の連絡をオンラインで済ませることができます。

② 年金の手続き

国民年金の加入や、保険料の免除、納付猶予等の手続きを行うことができます。

また、マイナポータルとねんきんネットを連携させれば、年金記録や見込額を見ることも可能です。

③ パスポートの手続き(切替申請)

パスポートの更新(切替申請)ができます。

④ 診療、薬剤、医療費、健診情報の確認

「わたしの情報」で、ご自身の診療情報、過去に処方された薬剤の情報、医療保険の医療費に関する情報、健診情報の確認を行うことができます。

確定申告における医療費控除の手続きにおいて、マイナポータルとe-Taxを連携させることで、医療費通知情報の自動入力が可能になります。



Android



iPhone

健康保険証としての利用

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関や薬局においては、従来の健康保険証だけでなく、マイナンバーカードの利用が可能です。

※健康保険証として利用するには、マイナポータル等での申込みが必要です。

① 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引っ越ししても保険証の切り替えを待たずに、マイナンバーカードで受診できます。

② 医療保険の資格確認がスピーディーに！

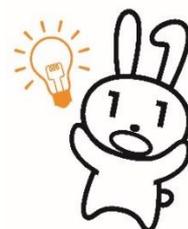
医療機関窓口の端末にマイナンバーカードをかざすだけで医療保険の確認ができます。

③ 医療機関窓口への書類の持参が不要に！

高齢受給者証や限度額適用認定証等の持参が不要になります。

※子ども医療、ひとり親家庭、障害者医療費受給者証等は必要。

保険証利用の
メリットがたくさん!!



鏡野町電子申請・届出システム

「鏡野町電子申請・届出システム」は、マイナンバーカードとスマートフォン（Android、iPhone）を利用して各種申請・届出、証明書等の郵送請求、補助金等の交付申請がオンラインで申請できるアプリです。

証明書等の手数料支払いはクレジット決済のため、自宅で申請し、書類は後日郵送でお届けします。

- ① 「鏡野町電子申請・届出システム」アプリをダウンロードする。
（「鏡野町」で検索できます）
※Androidの場合のみ、「JPKI利用者ソフト」のダウンロードが必要です。
- ② マイナンバーカードを読み取り、必要事項の入力と利用規約の同意確認をする。
- ③ 「郵送請求」「申請・届出」「補助金申請」からご希望の手続きの申請をする。



Android用アイコン



iPhone用アイコン



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178（無料）

【受付時間】

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分
（年末年始を除く）

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受け付けています！



一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせは

- マイナンバー制度について 050-3816-9405
- マイナンバーカード、電子証明書について 050-3818-1250

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のお問い合わせは

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

- マイナンバー制度について 0120-0178-26
Inquiries about Social Security and Tax Number System
- 通知カード、マイナンバーカードについて 0120-0178-27
Inquiries about Notification Card and Individual Number Card